

神輿に関する覚え書き

【千葉県指定文化財】

神輿の御祭神

- 一の宮 菅田別尊
- 二の宮 玉依姫尊
- 三の宮 息長帯姫尊
- 若宮 大雀尊
- 五の宮 足仲彦尊



室町神輿は至徳元年（一三八四）九月に、足利義満によつて造営された。この事は、『飯香岡八幡宮由緒本紀』および『飯香岡八幡宮御伝記』に記載されている。

『由緒本紀』

人皇百一代後小松院御宇至徳元甲子年九月、大政大臣征夷大將軍源朝臣義満公、當社厚御信仰被_レ爲_レ在、御祈願感應成就依_テ、御冥加助爲_ニ報賽_ニ當社御神輿四社新造立奉_ニ寄進_ニ者也、御神輿四箇奉獻

奉行 上杉中務入道禪助

社家執行善國

大工右衛尉宗正

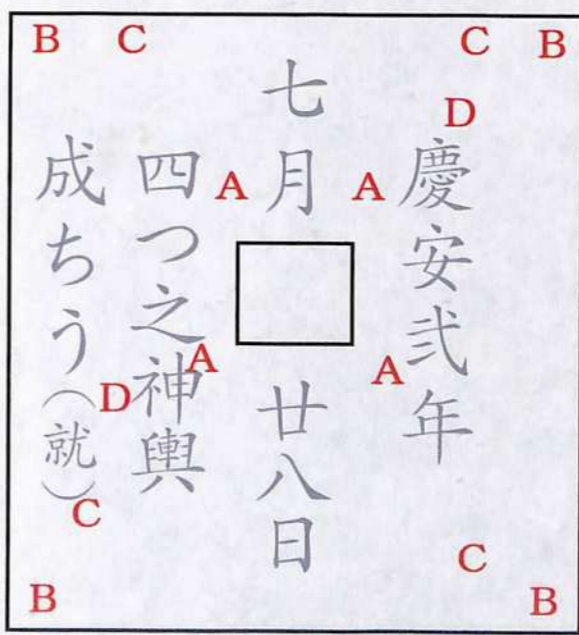
右於_ニ鎌倉法華堂下中小路_ニ新造_ニ立_ニ之_ニ也、

至徳元甲子九月八日

（以下祭禮次第などの記載あり・省略）

御伝記も同内容を記録している。

盤の裏の墨書から



Aの釘 至徳元年時の釘

至徳元年からBの釘で確認できる慶安二年までの間にも大修理が行われている。

『由緒本紀』によると、寛永七年（一六三〇）に四社修理を行っている。また、三の宮の疑宝珠を奉納によつて鳳凰に替えたことも記されている。鳳凰奉納の記録は、現物の鳳凰に刻文が残されている。

『由緒本紀』

當宮御神輿四社御修復、並_ニ烏帽子、白張等、是_者新_創仕立替、氏子並八幡郷其外村々寄進有_レ之、三之宮鳳凰之寄進、菊間若宮社家玄蕃奉_ニ寄進_ニ者也

『鳳凰の刻文』

（右翼刻文）

奉寄進鳳凰之事、上總國市原庄於八幡郷八幡三之宮御寶殿爲二世悉地成就也菊間郷市河玄蕃如件

別當覺源

神主式部

寛永七曆五月十五日 敬白

（左翼刻文）

宝曆九己卯歳九月朔日修復節口雀新造畢



Bの釘 慶安二年（一六四九）の修理の際の釘

Cの釘 宝曆九年（一七五九）の修理の際の釘

それ以降、ほぼ毎年のように小修理が行われている

一の宮の床下墨書

再修復（復）

八幡宮

奉行大塚伊勢守光氏 花押

于時慶安貳年七月三日

上總國市西郡磯ヶ谷大工右近條?次 花押

於鎌倉法華堂下中小路新造畢 寶曆九己卯八月十五日
時于至徳元年甲子九月六板敷 依修復寫是

鎌倉

大工 藤原清久書判有

奉行 執行善國右同斷

一の宮天井墨書

神輿 四社

征夷將軍源朝臣義滿

上總州八幡宮奉寄進者也依如件

奉行

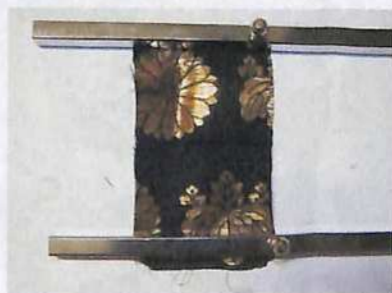
上杉中務少輔禪助 奉之

至徳元甲子九月日

外にも二の宮の屋根裏にも墨書が確認できている。

江戸期の神輿は弘化二年(一八四五)年八月に新造さ

れた。記録によると、一の宮四十二両、二の宮四十両三分、三の宮四十二両・若宮三十一両二分の費用が掛かった。この時の新調した紺地金襴の裂の現物が保存されている。



現代の神輿は、各宮毎によって製造期が異なっている。

明治三十五年、町内拡張によって一の宮より、片町・本町が五の宮として新たに創設され、それに伴って五の宮の神輿と、末社浅間神社の神輿を新造した。

昭和二十七年九月、横浜市の楠原三之助によって寄進された。その際の神輿の金襴が保存されている。金糸は

使用されておらず、浅黄地の布である。その後、昭和四十年に外の宮の神輿新造の際に、布を張り替えて紺地金襴がそれ以降使用されている。

金襴を旧例と異なる物にした経緯については不明であるが、少量の金襴の調進が困難であったのかとも考えられる。



昭和二十八年九月、若宮の神輿が新造されている。その際の金襴が現存保管されている。紺地金襴・大槻装束店調進。この金襴で、若宮の神輿に備える太刀袋も調進されている。



昭和四十年九月、二の宮・三の宮・五の宮の神輿が新造され、その際の金襴が現存。神輿は、行徳の後藤直光によって調進されている。尚、神輿庫に昭和三十七年の年号のある五の宮の神輿があるが、内容を未確認。

昭和五十六年、一の宮神輿が再び新造されている。引き続き平成九年、楠原三之助の娘・楠原さきの寄進により一の宮の神輿は新造されて現在に至っている。



昭和三十年代は、まだ国道十六号線もなく、道路の申請許可が下りなかったため、毎年の渡御が出来ず三年毎の渡御を行っていた。また、警察より、五社の神輿の区別が付かないことを指摘されたため、それまでの宮分け

当世具足十一領及び残欠に関する覚え書き

【市原市指定文化財・一括】

飯香岡八幡宮に伝来する十一領の甲冑は、神輿と共に本殿に納められて保存されてきた。これらの甲冑は、室町時代から江戸時代のもので、このようにまとまって伝承されることは珍しく、江戸時代の復古的な加飾具足でない点も価値高く当世具足の研究資料として、また当地方の伝承の明確な文化財としても貴重なものである。

当社の当世具足は、過去に修理をされている形跡はあるが、実用的な戦国時代の当世具足の正式を伝えている。記録によれば、神輿渡御に際し、武士の警固が供奉している。室町末期に当社が再建された際にも大太刀が調達されているが、神輿と共に祭礼の形式もとのえられ、当世具足も奉納され、江戸時代に当地方の城主・旗本などが寄進したと推量される。

過去の修理施工について

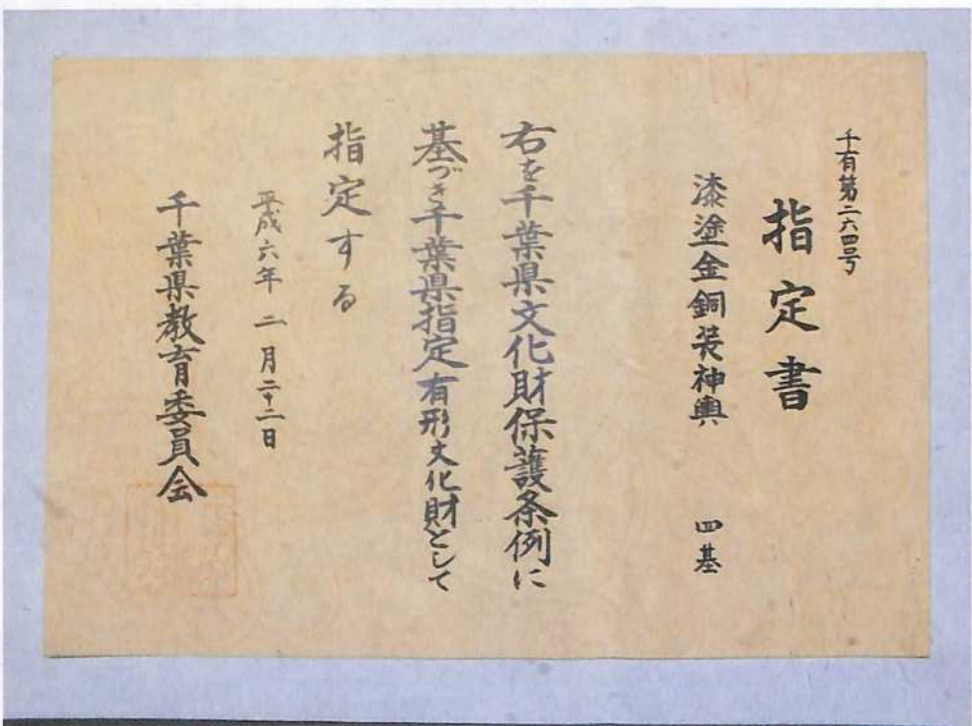
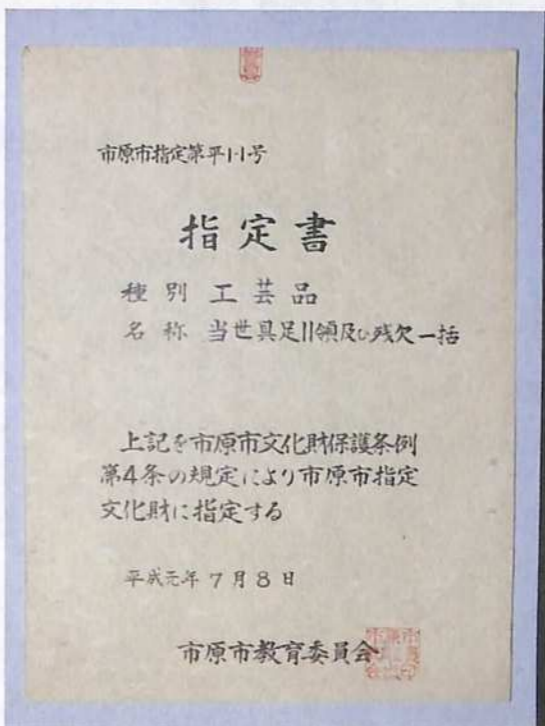
現状十一領の具足は、構成する材質は武具の性質上鉄

の色の布を神輿の裨綱に付け区別できるようにした。

昭和四十二年から四十六年までは、本殿・拝殿の修理のために神輿の渡御が出来なかった。昭和四十七年に氏子青年会が設立され、以前のような渡御を巡ったトラブルも減少するようになった。平成三年、氏子青年会山崎正和会長に、今までの手狭な鳥居先で行っていた奉幣祭を、拝殿前で行うよう改めた。

・革・漆・紐糸・染色布などが用いられ組み立てられており、経年の劣化もそれぞれの強弱の差異によって進行している。過去に行われている修理の形跡は、武具たる用途に適合するように損傷に対して補修する方法が採られている。脆化部をその都度取り替えて新補し実用に耐えうるべく甲冑師によって堅牢を保持する修理法である。

平次



二、朱漆縫延紺糸素懸威二枚胴具足 一領 (桃山時代)



籠手 鉄瓢形、胡麻殻朱塗、鉄輪鎖繫、織田籠手。
佩楯 黒漆塗革札四段、日輪金箔押、家地梅殻草文綴子。

臙当 朱漆七本篠。

頭形兜、縫延胴の合理的で装飾性のない戦国時代の典型的な具足である。

兜

鉄朱漆頭形兜鉢。鞆日根野形朱漆板札五段、一段吹返。紺糸素懸威。

頬当

鉄板打出、鼻掛はづし、朱漆塗、茶毛植。垂板札四段、紺糸素懸威。

胴

朱漆革伊予札縫延五段、立挙前三段、後四段。紺糸素懸威。二枚胴。

草摺

六間五段下り(内一間欠失)、朱漆塗革切付板札、紺糸毛引威。

一、紺糸素懸威二枚胴具足 一領 (桃山時代)



籠手 鉄輪鎖繫籠手、一双。
佩楯 鉄輪鎖繫佩楯。家地鶴文縞子。
臙当 黒漆五本篠。

胴が雪の下胴のごとく堅矧ぎして渡金笠鉾を打ち、三つ巴文の据金を打ち、装飾性が高く兜の受け張り、忍緒に紅縮緬を用いるなど、平和な江戸時代の趣向が感取される。

三つ巴文は、当社との関係深い氏では、姉崎藩主の松平忠昌か、烏山藩主の大久保忠高などが考えられる。

兜

黒漆十八間阿古陀形筋兜鉢。鞆日根野形鉄板札六段下り、紺糸素懸威。吹返に三巴文据文金具打。

頬当

鉄板打出、鼻掛はづし、鼻毛植。垂四段切付札。鉄板前後二枚、黒漆韋包堅矧。三巴円文据文を打つ。

草摺

七間五段、革黒塗板札、紺糸素懸威。鉄錆地板札、五段、紺糸素懸威。

当世袖

四、黒韋包紺糸素懸威胴丸 一領 (江戸初期)



外桐箱墨書銘

明治参拾五年拾貳月廿日

外箱新調 飯香岡社務所

草摺が欠失しているが、胴は雛韋包縫延形式の室町様式を伝えている。外箱は明治三十五年に新調されており、その頃に改修されたか。下藤丸紋は関係者不詳。

兜

二十二間黒韋包兜鉢。鞆四段板札鍔革包、紺糸素懸威。吹返、下り藤丸紋の据紋。

頬当

鉄打出黒漆塗、白長鼻毛植、垂三段、紺糸素懸威。鍔革包縫延五段、立挙前三段、後四段仕立。

草摺

欠失

中袖

垂五段、鍔革包、紺糸素懸威。

佩楯

黒漆平札四段、家地浅葱地龍丸紋緞子。

臙当

鍔革包七本篠鎖繫。

三、黒塗板札五枚胴具足 一領 (江戸初期)



桶側胴式板札をさらに堅矧ぎ五枚胴にした具足である、江戸末期か明治年間に大きな補修が施されている。

兜の吹き返しに永井家の紋所扇面を蒔絵している。文禄三年(一五九四)に、永井右近太夫直勝が当社に造営料を寄進していることを考えると永井直勝所用か。

兜

鉄黒漆二十二間阿古陀形筋兜鉢、眉庇金銅覆輪付、三光鋌を打つ。吹返、扇面文蒔絵。鞆五

段日根野形、切付板札、紺糸毛引威。

頬当

鉄打出、錆地、垂四段毛引威、鼻茶毛植。

胴

黒漆板札仙台胴、五枚堅矧。

草摺

黒漆板札十間五段下り。

籠手

総鉄輪鎖繫、瓢金、瓦金入。

佩楯

革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。

臙当

鉄鎖、七本篠

六、黒漆伊予札紺糸素懸威胴丸具足 一領 (桃山時代)



そして飾り金具物のない合理的な具足形式で、室町時代の形式を伝えている。

兜

鉄黒漆頭形鉢、鞆日根野形板札四段、浅葱糸素懸威。日輪前立付。

頬当

鉄打出錆地、白鼻毛植、垂五段、板札、紺糸毛引威。

胴

伊予札縫延二枚胴、紺糸素懸威。黒漆革札。

草摺

六間五段、革切付板札、紺糸素懸威。

佩楯

鉄輪鎖、家地菊殻草文綴子。

頭形兜、幅広い伊予札。金具廻りのひねり返しなど、

五、浅葱糸素懸威五枚胴具足 一領 (江戸初期)



佩楯 鉄小札五段、浅葱糸菱綴。
 臑当 黒漆革五間。

具足櫃向鶴丸紋付 一合。

胴は雪の下胴で、立挙の毛引威、八双金物などを付属し十八間の星兜など江戸時代の復古調をよくあらわしている。

兜

鉄十八間星兜鉢、眉庇黒漆角元付。三光鉾打。鞆四段鉄黒漆板札。紺糸素懸威。裾板菱縫付。

吹返、染草包小縁付。

頬当

鉄打出、白毛植、垂三段板札、紺糸威。

胴

鉄黒漆塗堅矧五枚胴。立挙浅葱糸毛引威、発手浅葱糸毛引威。

浅葱糸毛引威。

草摺

黒漆革板札、七間五段、浅葱糸素懸威。

中袖

六段黒漆板札浅葱糸素懸威、裾板紫菱縫。

籠手

鉄鎖篠小手、家地紺地鳳凰雲紋銀欄。

七、黒漆韋包桶側二枚胴具足 一領 (桃山時代)



佩楯 鉄輪鎖。大破。
臙当 鉄七本篠。右一隻欠。

椎実形の兜、二枚胴などそして草摺は七間で短い四段下がりとした活動的な具足で、桃山様式を示す物。

兜

椎実形黒漆兜鉢、眉庇眉形打出、角元付。靴。日根野形板札五段、紺糸素懸威。

頬当

あわせ物、垂四段、鉄板札紺糸素懸威。

胴

鉄板札韋包桶側二枚胴。仕立四段、立挙前二段、後三段。冠。板朱塗。胴背面に合当理付。

草摺

七間四段、黒漆切付革板札、裾板朱塗。萌黄糸毛引威。

中袖

四段、鉄板札黒韋包、萌黄糸素懸威。

籠手

鉄輪鎖格子繫。家地浅葱地立涌文麻。

八、紺糸素懸威桶側二枚胴具足 一領 (江戸初期)



兜の八幡座の渡金金具、胴の黒漆塗りの厚さなど、江戸時代の趣向を見ることが出来る。

兜

鉄錆地十六間筋鉢。鞆。四段黒漆鉄板札、浅葱糸素懸威、裾板紫菱縫飾付。

頬当

鼻欠、垂四段、鉄板札、紺糸素懸威。

胴

前後二枚胴、黒漆塗鉄板札桶側胴仕立五段、立挙前三段、後四段。

草摺

六間五段、鉄板札、紺糸素懸威、発手鉄鎖繫。

中袖

五段、黒漆塗板札、紺糸素懸威。

籠手

鉄輪鎖、瓢形、胡麻殻金。

臙当

七本篠、鉄輪鎖。

十、伊予札紺糸素懸威二枚胴具足 一領 (室町・桃山)



兜 鉄阿古陀形六十間筋兜鉢、後中銘「義貞」。靴 日根野形板札五段、紺糸素懸威。吹返花菱木瓜文据文付、眉庇染韋包角元付。

頬当 鉄錆地半首、垂三段板札、紺糸素懸威。

胴 伊予札錆塗、縫延浅葱糸素懸威。仕立五段、立挙前三段、後ろ四段、立挙一段目に采配付銀一個を打つ。

草摺 六間五段、革伊予札、小札頭金箔押、紺糸毛引威、裾板に熊毛植。

九、亀甲カルタ札畳具足 一領 (江戸中期)



兜 鉄板五段提灯形揺柄、紺糸素懸威。日根野形板札五段、紺糸素懸威。前立渡金宝珠形透。

頬当 半面形。垂五段、鉄板黒漆塗、紺糸素懸威。

胴 鉄板亀甲札。鉄輪鎖繫、六枚胴堅矧仕立。

草摺 七間四段。錆塗平札輪鎖繫。

籠手 鉄輪鎖胡麻殻金散。

臑当 鉄七本篠。

中袖 金箔押板札五段。紺糸毛引威。

籠手 鉄輪鎖格子繫。家地水色花殻草文緞子。

佩楯 平小札四段黒漆塗、金箔押日輪を表す。

臑当 七本篠。

軍扇 黒漆骨。日輪金箔押。

兜は、阿古陀形六十間の筋兜鉢で後中に「義貞」の刻銘があり、明珍系の室町時代の作とみられる。作行が優れている。胴は、伊予札の縫延二枚胴で、草摺には金箔押札を用い、桃山から江戸時代に改装されたものである。

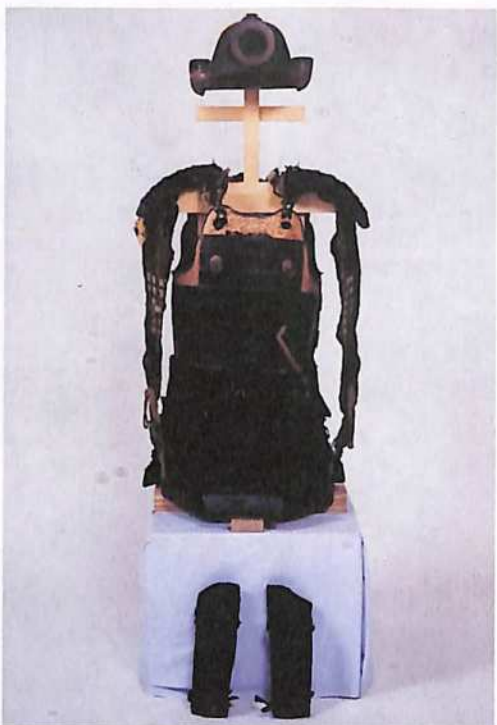
提灯形の畳兜、亀甲カルタ札の畳具足で珍しい物である。畳具足は天正頃から使用されたと言われ、解体・運搬に便利であるので、江戸時代に流行したという。

十二、鉄鉢金 二頭



右 鉄平板札九枚鎖 繫 鉢形。
左 鉄板鍛造、眉庇とも四段。白木綿布付。

十一、黒漆革包桶側二枚胴具足 一領 (桃山時代)



兜は六十二間の筋鉢で、八幡座は渡金の金具を五重にし、冠板の朱漆地に金筋塗りの代わり塗りを施したもので、工芸的には技工をこらしている。江戸時代の加工と見られる。

兜

鉄阿古陀形六十二間筋鉢、前立輪貫、鞞白檀塗板札二段以下欠失。

胴

鉄板革包黒漆塗、前後二枚胴、仕立五段、立拳前三段、後ろ四段。合当理欠、待受黒漆。

草摺

七間五段、革黒漆盛上板札、紺糸毛引威。

中袖

鉄切付盛上板札、五段。紺糸毛引威。

籠手

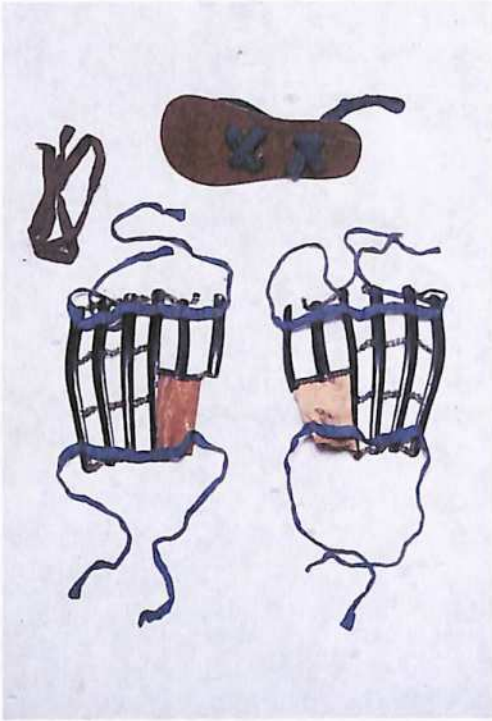
鉄輪鎖、和田籠手。

臑当

五本篠、黒漆鎖 繫、家地紺。

軍扇

金朱地日輪文



一、朱漆鎖籠手 一双

鉄鎖繫、額金、胡麻殻。

二、鉄脇引 一双

鉄鎖繫、胡麻殻入。

三、臙当 一双

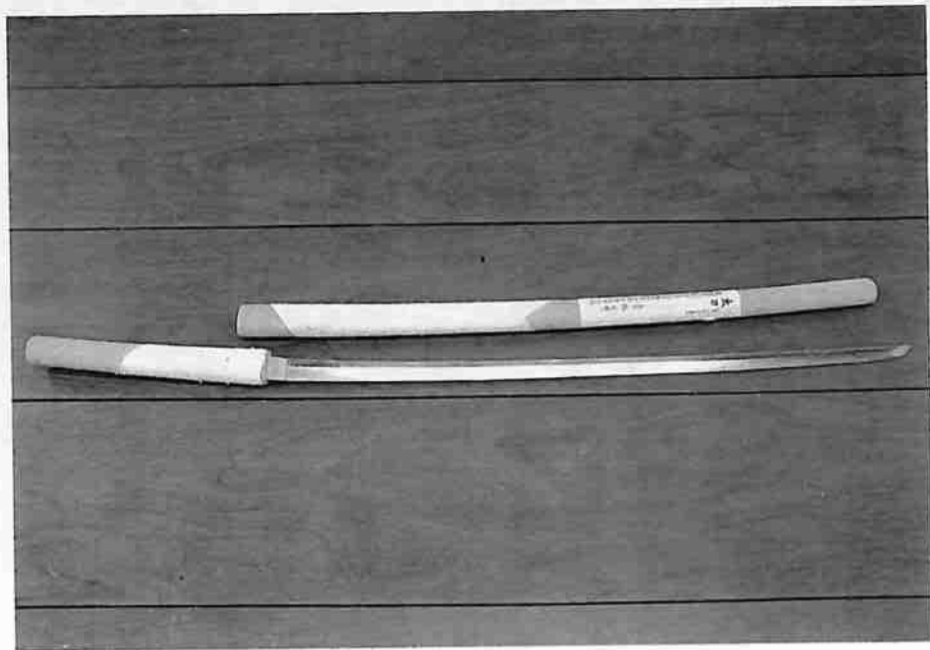
鉄黒漆六本篠、紐浅葱麻。

四、腰当 一腰

牛韋瓢形、弁柄漆塗、紐紺糸。



第三拾第



本林川出羽守奉納太刀 (萬延元年十月)

友成五十六代孫菊一文字横山加賀介藤原朝臣祐永作
刃渡二尺八寸五分 天保年間

記録には同じ作者の太刀拵が記さるるが
太刀拵らしくいふ所は確認がどうもせんとした。

級香岡八幡宮 平次 根棹